

県内初！マイナンバーカードと医療証の 一体化に向けた取組(PMH)を開始

医療機関を受診する際に、市が実施する各種医療費助成制度の対象者である市民は、医療機関の窓口で健康保険証と医療証の提示が必要でしたが、令和7年4月受診分から、PMH(※)に対応する神奈川県内の医療機関で受診した場合、マイナンバーカード(マイナ保険証)1枚での受診が出来るようになります。

1 PMHとは

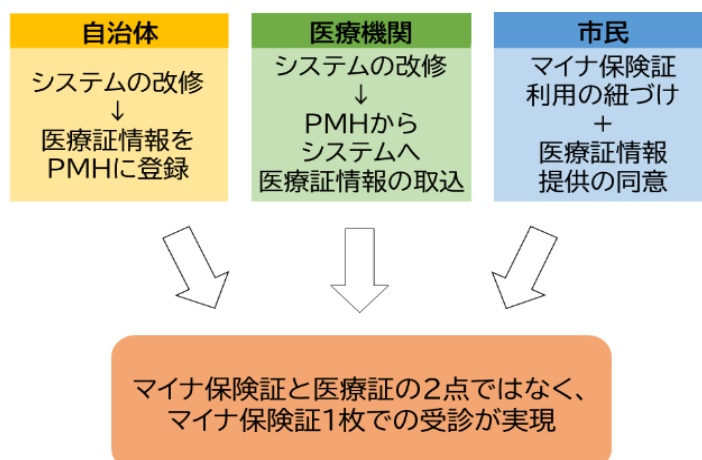
医療費助成の受給者証の情報を自治体から医療機関や対象者に渡すためのサービスのことで、令和5年度からデジタル庁が開始した取組です。Public Medical Hubの頭文字を取ってPMHとなります。

2 茅ヶ崎市でPMHを実施する対象の地方単独医療費助成制度

医療費助成制度の名称	各種制度の概要(リンク先)	担当課
小児医療費助成制度	https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kosodate/1024750/teate/1014284/1004038.html 	こども政策課 手当給付担当
ひとり親家庭等 医療費助成制度	https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kosodate/1024750/teate/1004039.html 	こども政策課 手当給付担当
重度障がい者 医療費助成制度	https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/1004320.html 	障がい福祉課 障がい福祉推進担当

3 マイナンバーカード(マイナ保険証)1枚での受診を実現するためには

自治体、医療機関、市民の三者がそれぞれに以下の取組を実施することでマイナンバーカード(マイナ保険証)1枚での受診が実現します。



4 対応可能な医療機関などPMHに関する詳細は市ホームページでご確認いただけます。

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kosodate/1024750/teate/1061698.html>

